医政発 0729 第９号
令和８年７月 29 日

各（都道府県／保健所設置市／特別区）衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

令和８年熊本地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて

令和８年熊本地震の被災に伴う医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の取扱いについて、周知する必要があると考えられる事項について、下記のとおりまとめましたのでお知らせいたします。これらの取扱いについては、被災地の医療提供体制を確保するための一時的なものであるので、通常の手続きを行うことが可能となった場合又は通常の手続きを行うことが可能となった場合以後にこれらの取扱いが常態化する場合は、速やかに通常定められた手続きが行われるよう取扱いをお願いいたします。

なお、本通知は、令和８年熊本地震の被災に伴う医療法等の取扱いを入念的に明らかにするものであり、従来からの取扱いを変更する趣旨ではなく、また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

１　令和８年熊本地震により、病院、診療所若しくは助産所（以下「病院等」という。）又はオンライン診療受診施設の建物の全部又は一部が破損し、医療（オンライン診療受診施設にあってはオンライン診療に限る。以下同じ。）の提供が不可能な場合において、これに代替する建物（仮設建物を含む。）又は建物内のほかの部分において一時的に医療の提供を継続しようとする場合には、医療法第７条の規定に基づく病院等の開設に係る許可又は同法第８条の規定に基づく診療所若しくは助産所の開設若しくはオンライン診療受診施設の設置に係る届出は適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。また、その場合において、病院等の開設者が事前に当該建物等の安全を十分に確認するときには、同法第 27 条の規定に基づく使用前検査及び使用許可の手続

き並びに医療法施行規則第24条の２の規定に基づくエックス線装置の届出についても同様に適切な時期に行うこととして差し支えないこと。

２　令和８年熊本地震の被災地において、被災者に対し医療を提供するため、仮設診療所を開設する場合には、医療法の規定に基づく診療所の開設許可又は届出の手続きは、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

３　令和８年熊本地震による患者に対応するため、一時的に診療時間を延長する場合には、診療時間変更の届出は省略して差し支えないこと。

４　令和８年熊本地震により、現に入院医療の必要な患者がいるものの、近隣の病院又は診療所の受入体制が十分でない等の緊急時においては、医療法施行規則第10条に規定される「臨時応急」の場合であることから、同条第１号及び第２号の規定に関わらず定員以上に患者を入院させること及び病室以外の場所に患者を入院させることは、認めて差し支えないこと。また、同条第３号及び第４号規定される病床の種別に関わらず、患者を入院させて差し支えないこと。

５　令和８年熊本地震の被災に伴う巡回診療の医療法上の取扱いについては、以下のとおりとすること。

（１）令和８年熊本地震の被災地の医療提供体制を確保するため、巡回診療を行う場合は、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年６月20日付け医発第544号厚生省医務局長通知。以下「巡回診療通知」という。）で定める「医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられる」場合に該当するため、当該通知に沿い、取り扱って差し支えないこと。

（２）巡回診療通知の記第二の二の（一）のウにおいて規定する「実施計画」は、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

（３）さらに、「巡回診療に係る取扱いについて」（令和５年３月29日付け厚生労働省医政局総務課長通知）においてお示ししているとおり、巡回診療通知の記第一の二で示されている回数・日数を踏まえつつ、巡回診療通知に記載の回数・日数を超える回数・日数での運用については、医療提供の機会を確保する必要性が高い状況にある場合に、一定の期間の措置として、認める

こととして差し支えないこと。

6　令和８年熊本地震により病院又は療養病床を有する診療所の医師その他の従事者（以下「医師等」という。）が、被災したこと又は被災地を通行できないことによって勤務できない場合には、当面の間、当該医師等を医療法施行規則第１９条、第21条の２、第22条の２又は第22条の６に定める医師等の数の算定に加える取扱いとして差し支えないこと。

7　令和８年熊本地震により病院等の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者が被災等の事由により、被災前の病院等又はオンライン診療受診施設の休止の届出を行うことができないときは、当該届出を省略して差し支えないこと。

8　令和８年熊本地震の被災地において、業務に支障が生じている医療法人又は地域医療連携推進法人については、社員総会又は評議員会の開催等の医療法の規定に基づく履行期限のない業務に現に支障が生じている場合には、当該支障がなくなり次第、可能な限り速やかに履行することとして差し支えないこと。

なお、これらの法人に係る事業報告書等の都道府県知事への届出等の履行期限がある業務の取扱いについては、別途示すこと。

以上